

# 障害福祉施策等の動向について

令和7年6月

富山県厚生部障害福祉課

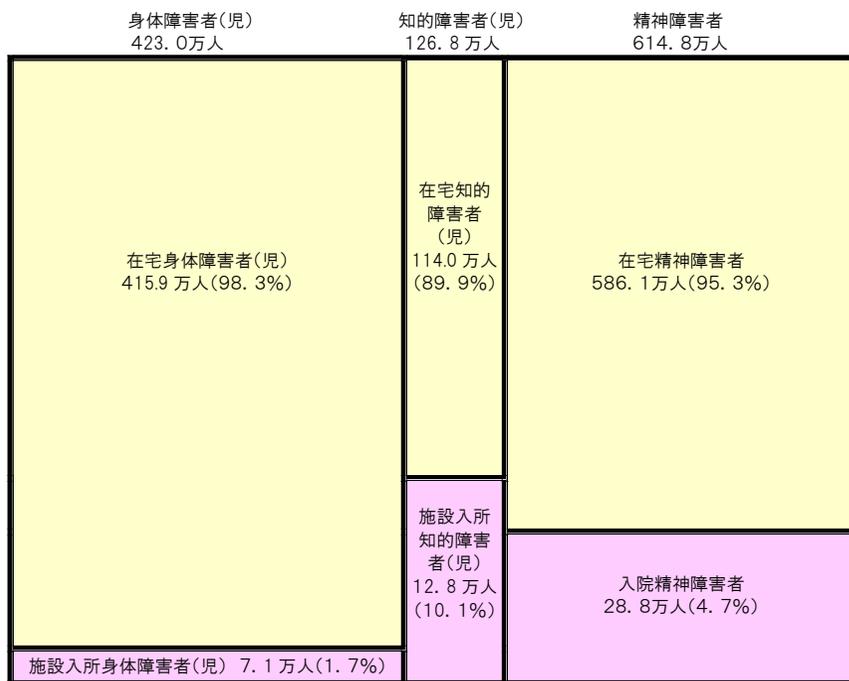
# I 障害者・障害福祉サービス利用者の推移等

# 障害者の数<全国>

- 障害者の総数は1,164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
- そのうち身体障害児者は423.0万人、知的障害児者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

## (在宅・施設別)

障害者総数 1,164,6万人(人口の約9.3%)  
うち在宅 1,116,0万人(95.8%)  
うち施設入所 48,7万人(4.2%)



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は令和2年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。

※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

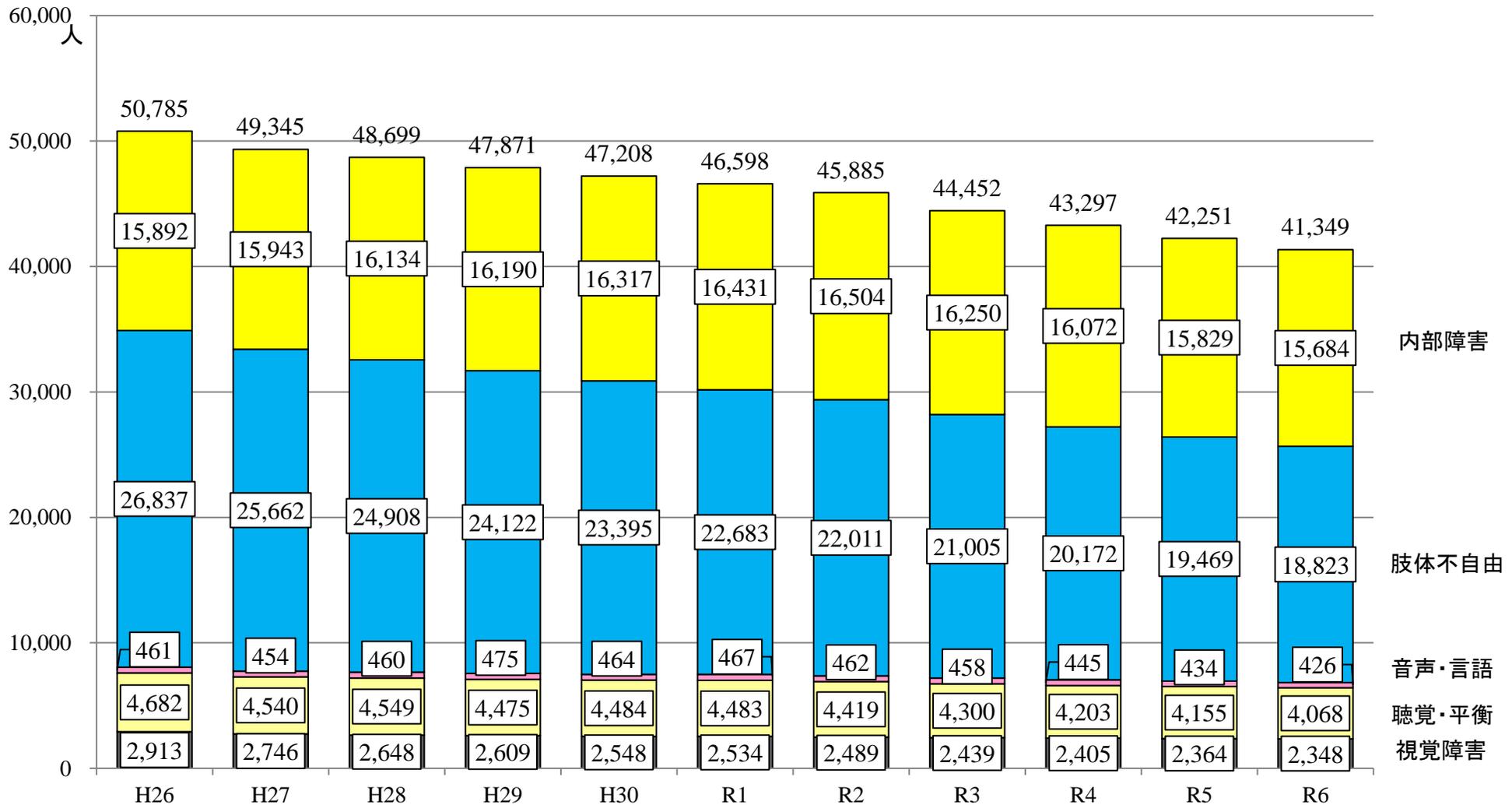
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 身体障害者の状況

～身体障害者手帳の保持者数の推移～

各年度3月31日現在

○肢体不自由+内部障害=83% ○重度・中度が88%を占める ○65歳以上が78%を占める

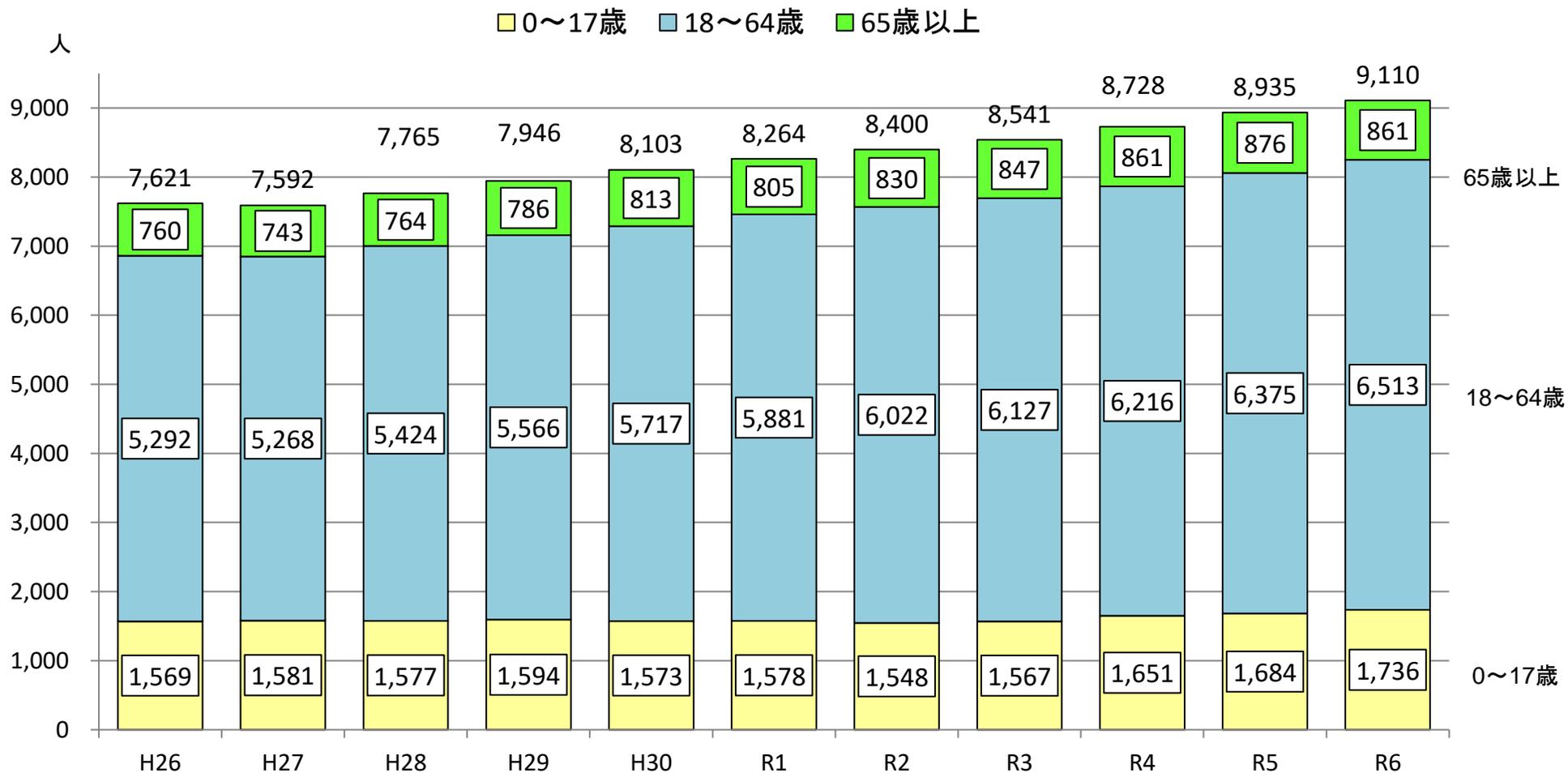


# 知的障害者の状況

～療育手帳の保持者数の推移～

各年度3月31日現在

○10年前から1,489人の増    ○中度・軽度で65%を占める    ○65歳以上は9%程度

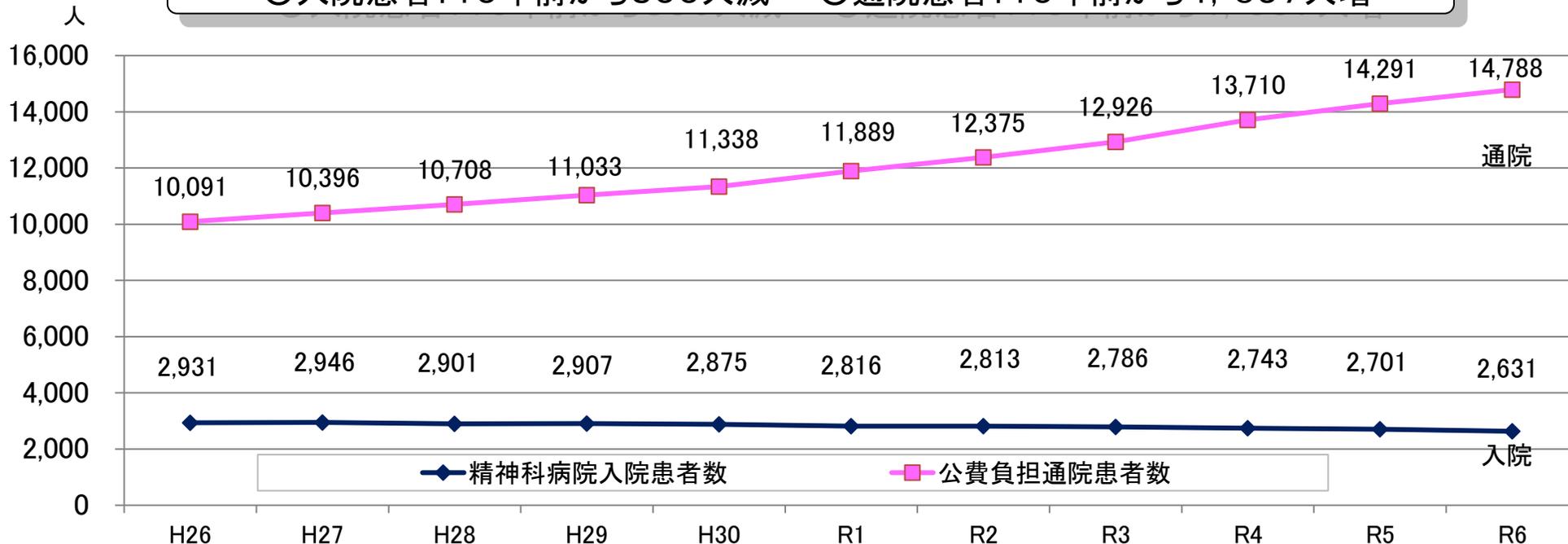


# 精神障害者の状況

～精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数の推移～

各年度6月30日現在

○入院患者：10年前から300人減    ○通院患者：10年前から4,697人増



精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1級	457	469	473	483	506	521	559	598	624	647	658
2級	3,635	3,889	3,995	4,172	4,472	4,780	4,893	5,195	5,436	5,728	5,922
3級	1,200	1,307	1,440	1,631	1,785	2,010	2,146	2,353	2,650	2,924	3,224
計	5,292	5,665	5,908	6,286	6,763	7,311	7,598	8,146	8,710	9,299	9,804

# 県内の身体、知的、精神障害者、難病等者の状況

令和7年3月末(※は令和6年6月末)

種別	人数
身体障害者	41,349人
知的障害者	9,110人
精神障害者(※)	17,419人
難病等者	9,129人
計	77,007人

・令和7年4月1日の富山県人口 989,474人

・身体、知的、精神障害者、難病等者数 ⇒

人口比率では = 7.8パーセント

・このほかに、現行の手帳制度、医療制度に位置付けられない障害のある者や児童がいる。

例えば、医療的ケア児は、各種手帳制度に照らしてみると、等級が低く出たり、等級がつかない場合も多くあります。

身体・・・身体障害者手帳所持者数      知的・・・療育手帳所持者数、  
精神・・・精神科病院入院患者及び通院医療費公費負担患者※令和6年6月末  
(精神障害者保健福祉手帳所持者数 9,804人)  
難病・・・特定医療費(指定難病)受給者証所持者数  
(厚生労働省衛生行政報告例)

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	207,088	22,337
		重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,125	7,631
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,898	5,737
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	15,342	2,222
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う	44	11
日中活動系	施設系	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	59,522	6,199
		療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,072	260
		生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	303,058	12,804
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	123,245	2,546
		自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,198	279
訓練系・就労系	訓練等給付	共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	187,497	13,577
		自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,212	188
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,818	1,347
		就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,275	2,899
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	90,106	4,634
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	352,862	17,295
		就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	17,364	1,640

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和6年3月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

			サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター 児 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	195,814	12,785
		センター以外 児 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う			
	放課後等デイサービス 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	345,741	21,411		
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	385	138	
		保育所等訪問支援 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	20,700	1,886	
入所系	福祉型障害児入所施設 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,299	184		
	医療型障害児入所施設 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,762	197		
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児 【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	262,298	10,325	
		障害児相談支援 児 【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	108,123	6,780	
		地域移行支援 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	670	358	
		地域定着支援 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,415	550	

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、令和6年3月サービス提供分（国保連データ）

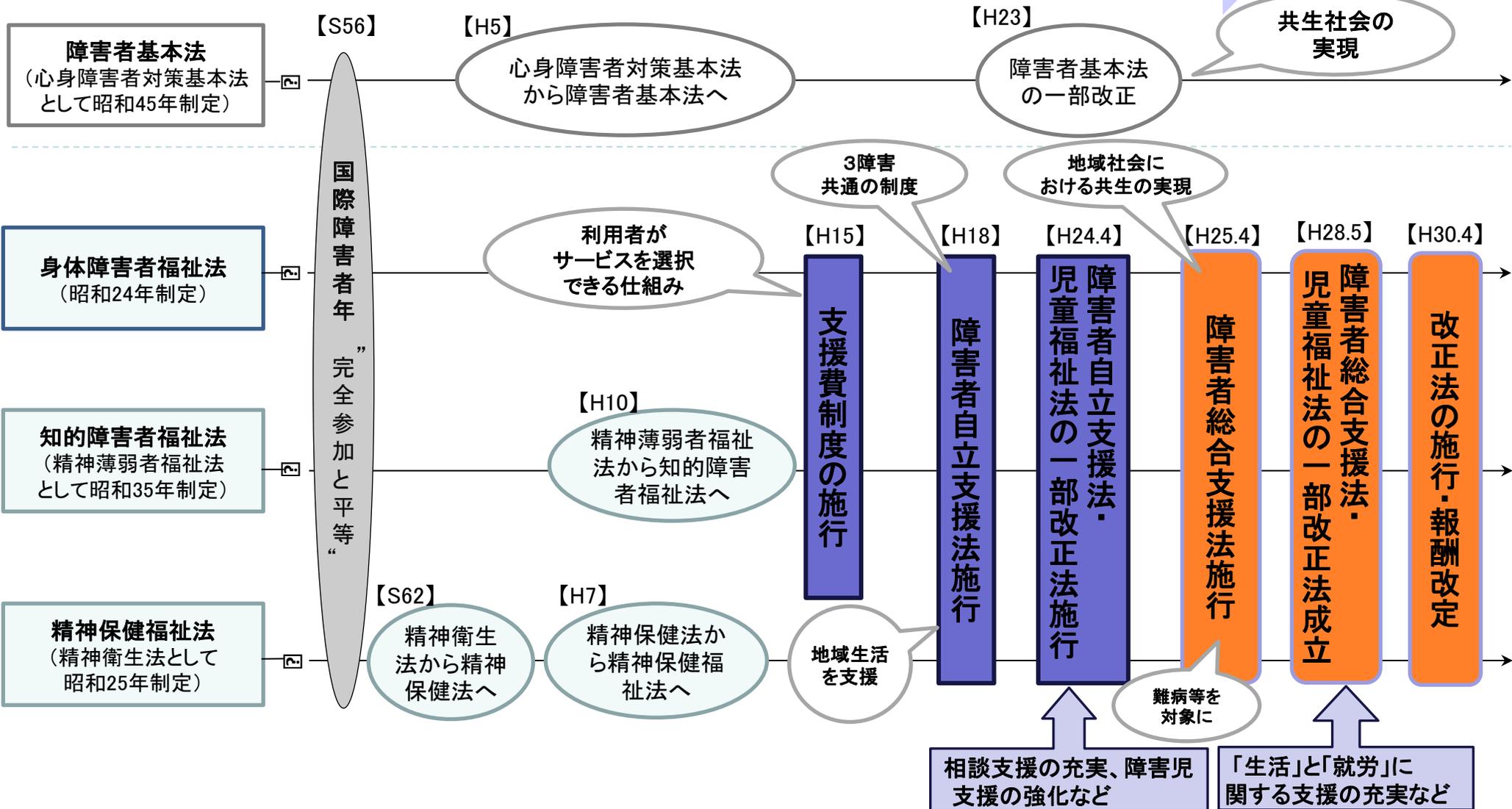
障害児者のサービス別の利用状況 ～R6年7月実績～

サービスの種類	利用人数(人)	サービスの種類	利用人数(人)
居宅介護	749	自立訓練(機能訓練)	13
重度訪問介護	26	自立訓練(生活訓練)	84
同行援護	103	宿泊型自立訓練	4
行動援護	77	就労継続支援A型	1,293
短期入所	283	就労継続支援B型	2,688
療養介護	292	就労移行支援	182
生活介護	2,593	就労定着支援	51
施設入所支援	1,289	共同生活援助	1,119
計	5,412	計	5,434
児童発達支援	862	計画相談支援	2,189
放課後等デイサービス	2,107	障害児相談支援	650
保育所等訪問支援	46	地域移行支援	2
障害児入所	46	地域定着支援	73
計	3,061	計	2,914

## Ⅱ 制度の変遷や法の目的など

# 障害福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



# 障害者基本法

## 第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

# 障害者総合支援法

## （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

# 障害のある人の年齢(ライフステージ)に応じた、必要となる支援 ～誰もが事故や病気で障害を有することとなる可能性があります～

## 乳幼児期



生まれたときに障害や病気があることがわかったら、入院中に障害者手帳や福祉サービスを手続きすることもあるでしょう。

## 未就学期



体の発育や言葉・行動などコミュニケーション面でも、発達が著しい時期です。市町村では1歳6月児や3歳児の健康診査があります。そこで、障害や発達の遅れが分かる場合があります。

障害があることが分かった場合、「児童発達支援」という障害のある子どもの支援を行う通園施設や、保育所等に通います。

## 学齢期・学校卒業期



小中高校の12年間は、子どもの成長に最も大切な時期です。障害のある子どもが地域の学校(「特別支援学級」、「特別支援学校」)で学ぶ機会が増えてきました。放課後にはデイサービスを利用する子どもも増えてきています。

卒業進路には、「進学」、「就職」、「福祉サービス」の3つがあります。



## 会社で働く・事業所に通う

学校を卒業すると、地域のいろいろな暮らしが待っています。  
日中の過ごし方としては、会社や支援事業所で働く人、支援を受けながら日中活動をする人などがいます。



## 暮らす

住まいの場所も様々です。家族で暮らす人、ヘルパーサービスを使って暮らす人、グループホームを利用する人、入所施設で暮らす人もいます。

## 余暇(たのしむ)

働くことや事業所に通うこと以外にも障害のある人自身の「本人活動」なども大切です。





## 健康・病気

50歳くらいからは、健康のことや病気のことや、老後のことも心配です。障害によっては、受診や検診に制約が伴うこともあります。

## 介護保険サービスとの関係

障害のある人が65歳になると、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスに移行します。そのため、利用する事業所を変えなくてはならない人もいます。



## 家族が高齢になると

家族の高齢化は、大きな課題となっています。「親亡き後」も含め、家族がしていたことを地域や社会で支える仕組みも必要です。

## 最期の場所

障害の有無に関係なく、多くの人は病院で亡くなっています。最近では、入所施設やグループホームで亡くなるまで支援する数も増えてきています。



# 障害者・障害児の範囲について

<障害者総合支援法上の障害者・障害児の定義概念図(現行)>

医学モデルからみた障害

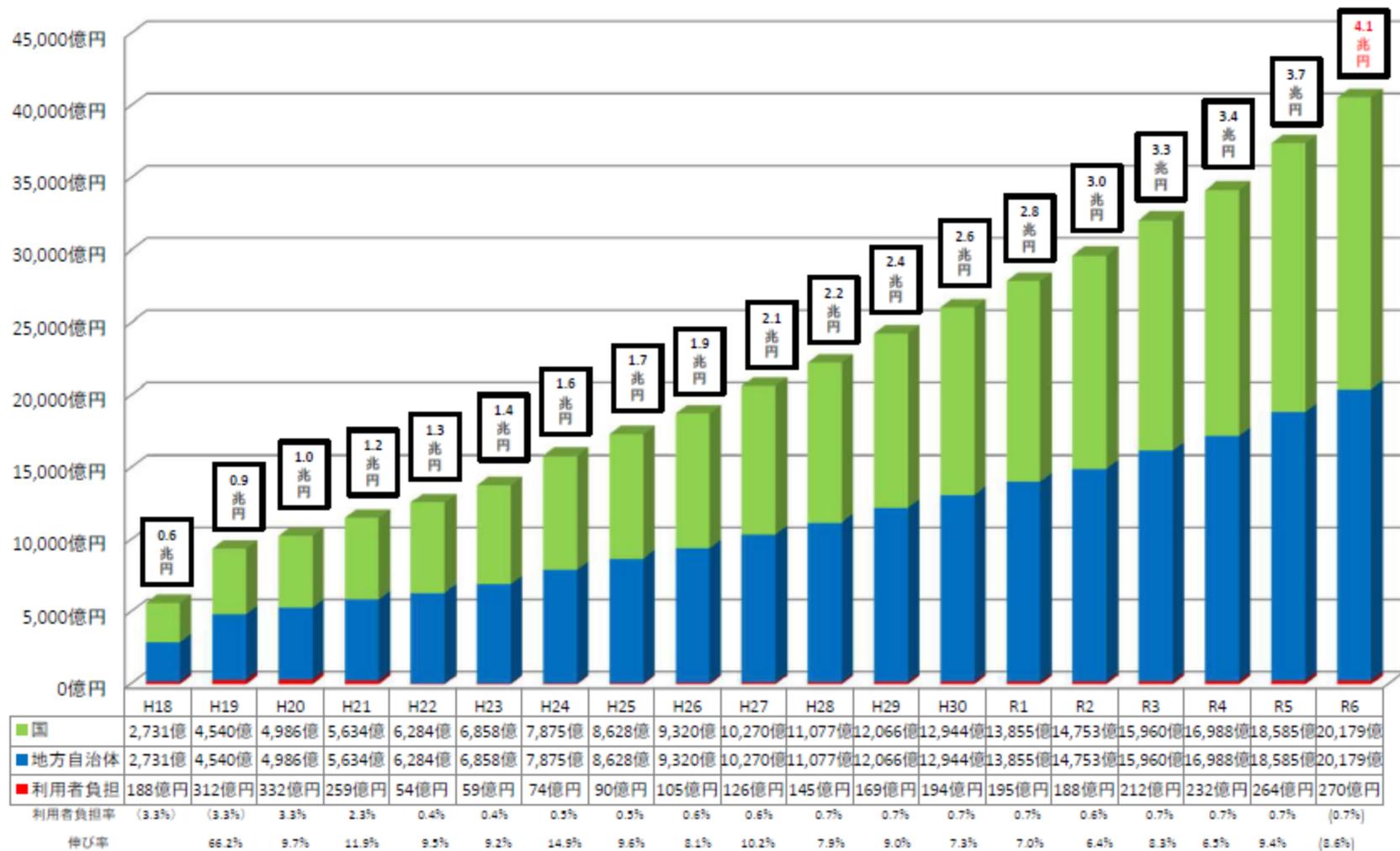
0歳 ← 障害児 → 18歳 ← 障害者 →

身体障害	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
知的障害		知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち、18歳以上である者
精神障害		精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む)のうち、18歳以上である者(高次脳機能障害については、精神障害者であることが確認された場合に対象となる)
難病等対象者		治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める者(376疾患)

障害が重複している方もいます

### Ⅲ 国と県の障害福祉関係予算について

# 障害福祉サービス等に関する公費負担及び利用者負担<全国>



※国及び地方自治体の負担額：障害者自立支援給付費負担金（実績。R6は予算額）。

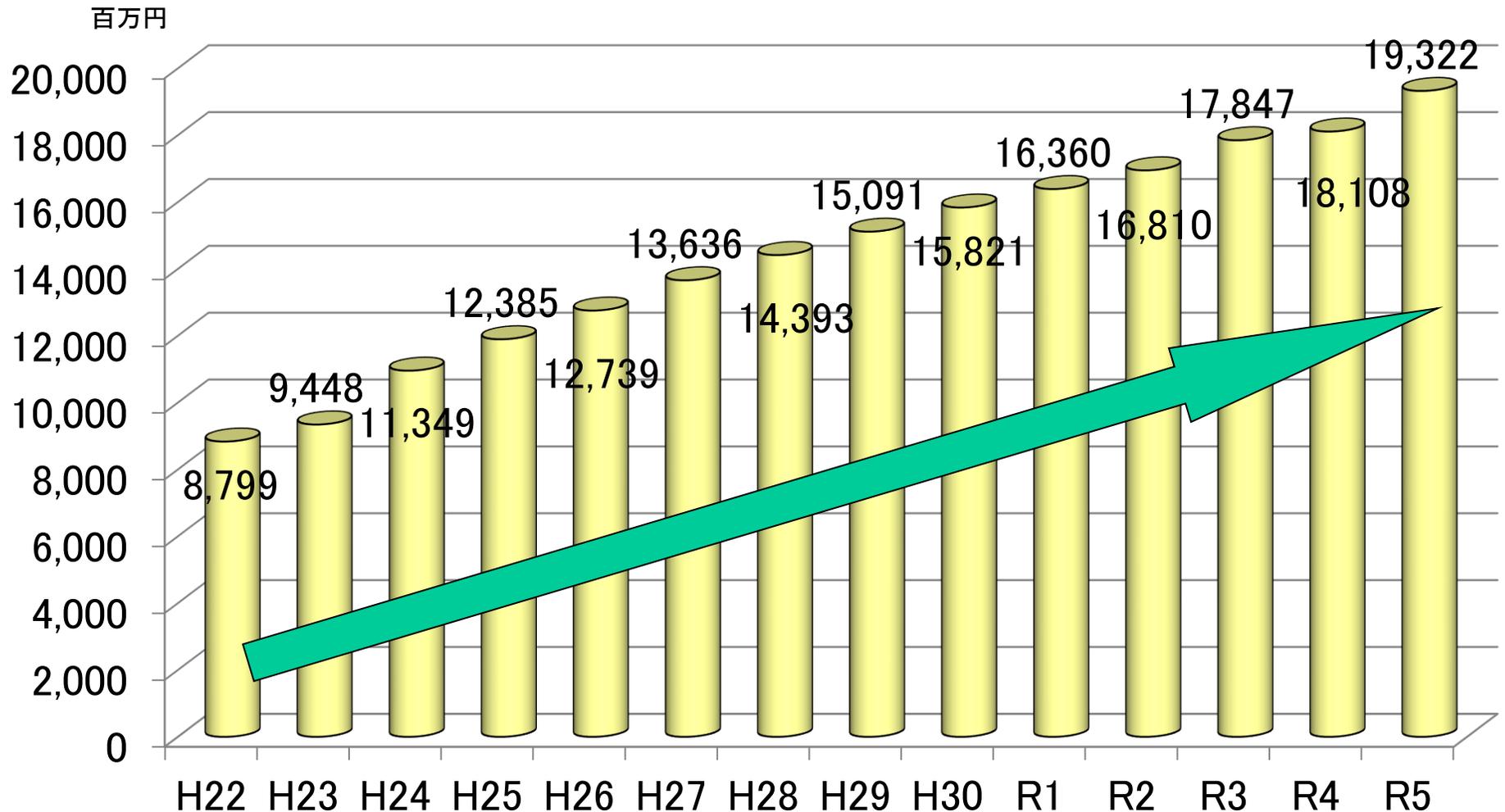
※負担割合は、国：都道府県：市町村 = 2：1：1

※利用者負担額：国保連データ（H20-R5）及び障害者自立支援給付費負担金を元に障害福祉課推計。

※利用者負担率：国保連データ（H20-R5）。H18・H19はH20の負担率、R6はR4の負担率で仮置き。

# 富山県内の自立支援給付費(介護給付+訓練等給付)の推移

- 障害者自立支援給付費は、年々伸びている。
- 平成24年度以降、100億円を超え、令和5年度の実績額は約193億円となっている。



# 障害者自立支援給付費負担金

令和7年度当初予算案 1兆6,531億円 (1兆5,651億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費、失われた身体機能を補完・代替する補装具の購入等に要する経費。

## 2 事業の概要

### (1) 介護給付・訓練等給付

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するため、市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等(※)に要する経費の1/2を負担する。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く。)、生活介護、短期入所、  
重度障害者等包括支援、施設入所支援  
訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)  
特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付  
その他・・・高額障害者福祉サービス費

### (2) 計画相談支援給付

障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等を行うために、市町村が支弁する計画相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

### (3) 地域相談支援給付

障害者支援施設、精神科病院等に入所又は入院等している障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等を実施するために、市町村が支弁する地域相談支援給付費に要する経費の1/2を負担する。

### (4) 補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1/2を負担する。

## 3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和7年度当初予算案 502億円（501億円） ※（）内は前年度当初予算額

- 地域生活支援事業 442億円（441億円）
- 地域生活支援促進事業 60億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。  
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

## 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

#### [補助率]

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

#### [主な事業]

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

### ○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率] 国1/2又は定額（10/10相当）

[主な事業] 発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

#### <事業実績>

1,730市町村、47都道府県  
※ 令和4年度実績ベース

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) \* ()内は前年度補正予算額

## 1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



## 3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 (間接補助)

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連  
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連  
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連  
女性自立支援施設 等

事業実績：251件（令和5年度）

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策  
(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

令和6年度補正予算案 9.4億円

障害保健福祉部  
障害福祉課  
(内線3091、3092)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット  
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

- ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
- ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。  
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

- ・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

- ・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会)：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
3. 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助(上限：1,500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

# 令和7年度富山県の障害福祉関係予算の概要

## 障害のある人の理解の促進と権利擁護の推進

- ◆障害者理解普及啓発事業 (905万円)
  - ・広域専門相談員の配置
  - ・企業等が関係する障害を理由とする差別に関する研修への講師派遣
- ◆障害者権利擁護・虐待防止推進事業 (241万円)
  - 福祉事業所等における虐待防止、早期発見に必要な人材育成のための研修会の開催

## 障害のある人の自立と社会参加支援

### 地域生活の支援

- ◆障害者スポーツの全国大会・国際大会出場に対する支援 (300万円)【生環】
- ◆障害者芸術文化活動普及支援事業 (932万円)
- ◆社会福祉施設等施設整備事業【R6年2月補正】 (6,060万円)

### 手話の普及等の促進

- ◆手話普及等施策総合推進事業 (517万円)
  - 専任手話通訳者の県庁内配置、手話の普及キャンペーンの実施、手話普及活動を実施する団体等への助成等
- ◆手話通訳者養成・研修事業 (240万円)
- ◆拡 県コミュニケーション支援広域派遣事業 (49万円)

### 地域雇用体制の整備

- ◆障害児等療育支援事業 (853万円)
  - 在宅障害児等の地域生活を支援するため、日常生活における相談支援や指導を実施
- ◆ペアレントメンター養成研修事業 (36万円)
- ◆アセスメントツール導入研修事業 (42万円)

### 就業機会の拡大

- ◆障害者就業・生活支援センター事業 (1,885万円)
  - 4か所(各障害保健福祉圏域に設置)
- ◆障害者雇用実務講座・雇用ゼロ企業セミナー開催事業 (350万円)【商労】
  - 県内の障害者雇用を促進するため、雇用ゼロ企業をはじめとした法定雇用率未達成企業に対し、労働局の指導と連携した講座などを開催
- ◆特例子会社等設立支援事業 (300万円)【商労】
  - 特例子会社、特定組合等の設立に必要な経費に対し補助
- ◆障害のある学生のフェルティング事業 (660万円)【商労】
  - 障害のある学生に対するインターンシップや短期の職場実習による就職支援及び就職後の職場定着支援を実施
- ◆障害者フェルティング事業 (375万円)【商労】
  - 福祉から一般就労への移行を促進するために民間企業等における短期の就業実習を支援

### 工賃水準の向上

- ◆ハートフルとやま工賃向上事業 (998万円)
  - 障害者就労支援事業所における障害者の工賃の向上を図るため、共同受注窓口や農業コーディネーターの配置、企業向けのPRや研修等を実施
- ◆新 農産連携&食とアートのインクルーシブマルシェ開催事業 (300万円)
  - 農産連携等による食品や雑貨の販売、障害者アートの展示イベント等を開催
- ◆工賃向上に向けた ICT 導入支援事業【R6年2月補正】 (450万円)
- ◆農産連携推進事業 (500万円)【農水】
  - ①単推進方策の改訂
  - ②地域におけるマッチング体制の検討
  - ③農産応援アドバイザーなど専門人材の派遣 等

※所管部局名のない事業は、厚生部所管事業

## 適切な障害福祉サービスの提供

### サービス提供体制、相談支援体制の充実・確保

- ◆サービス管理責任者研修事業 (1,050万円)
- ◆相談支援従事者研修事業 (538万円)
- ◆ホームヘルパー養成及び導入研修事業 (97万円)
- ◆同行支援従事者研修事業 (61万円)
- ◆強度行動障害者支援体制強化事業 (325万円)
  - 強度行動障害者(児)者に対する地域の支援体制を強化
- ◆障害者ピアサポート研修事業 (280万円)
- ◆要約筆記指導者養成事業 (22万円)
- ◆相談支援体制整備事業 (43万円)
- ◆重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 (2,897万円)
- ◆新 障害福祉人材確保対策支援事業【R6年11月補正】 (100万円)
  - 障害福祉サービス事業所の経営者や人事担当者向けに、職員が働きやすい職場づくりを目的とした研修・相談会を開催
- ◆障害福祉分野における ICT・ロボット等導入支援事業【R6年2月補正】 (1,191万円)
- ◆新 高次脳機能障害支援センター機能強化事業 (380万円)
  - 高次脳機能障害の専門性を持つ人材確保を進めるため、研修実施体制の整備と地域支援ネットワークを構築
- ◆障害福祉人材確保・職場環境改善等事業【R6年2月補正】 (2億2,826万円)
  - 障害福祉サービス事業所が人材確保・定着等を図るために実施する生産性向上や職場環境の改善等の取組みを支援
- ◆障害福祉サービス事業所等物価高騰対策緊急支援事業【R6年11月、2月補正】 (1億660万円)
  - エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所を支援
- ◆新 障害者施設等への指導監査体制強化事業 (513万円)
  - 指導監査の機能強化等を図るため会計年度任用職員を採用
- ◆新 障害児者地域移行等検討事業 (50万円)
  - 著しい行動障害(強度行動障害)が生じているなどの対応が難しい障害者の入所施設から地域移行を促進

### 多様な障害等への対応(相談支援、普及啓発等)

- ◆医師及び医療従事者等発達障害対応力強化事業(220万円)
  - 発達障害児(者)が身近な地域で支援を受けられる体制を整備するため、かかりつけ医等の医療従事者等への研修を実施
- ◆発達障害対応力向上事業 (698万円)
  - 地域支援マネージャーの配置、事業所向け研修の実施
- ◆発達障害者等青年期支援事業 (100万円)
  - 青年期の発達障害者等の居場所作り等を支援
- ◆発達障害ピアサポート推進事業 (50万円)
- ◆ハートフル保育カウンセラー派遣研修事業
  - 発達障害に関する専門的助言を行う公認心理師や臨床心理士の保育所等への派遣等 (613万円)
- ◆盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (130万円)
- ◆失語症者向け意思疎通支援事業 (50万円)
- ◆軽度・中等度難聴児補聴器購入等支援事業 (140万円)
- ◆新 難聴児支援体制整備事業 (800万円)
  - 難聴児の支援のため「富山県難聴児支援センター」を新設
- ◆ひきこもり民間団体取組強化事業 (300万円)
  - 新たなひきこもり支援事業を立ち上げる民間団体を支援
- ◆社会とのつながり促進事業 (420万円)
  - 企業と連携し、精神障害者やひきこもりの状態にある方の居場所を創出

### 高度専門的なりハビリテーションの提供と重症心身障害・医療的ケア児者支援の充実

- ◆児童発達支援センター支援体制強化事業 (1,400万円)
- ◆医療的ケア児等訪問看護体制整備事業 (220万円)
  - 医療的ケア児者の地域での在宅医療体制の整備促進
- ◆医療的ケア児等支援センター運営事業 (1,090万円)
  - 医療的ケア児等を支援する富山県医療的ケア児等支援センターの体制を強化
  - ①家族等からの相談対応
  - ②市町村・関係機関等との連携体制整備への支援
  - ③医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施
- ◆医療的ケア児保育支援事業 (9,774万円)
  - 医療的ケア児を受け入れる保育所等の体制の整備
- ◆重症心身障害児(者)受入促進事業 (400万円)
  - 医療的ケア児等を受け入れる事業所に必要な医療機器等の物品購入、施設改修への支援
- ◆重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備促進事業 (100万円)
- ◆重症心身障害児(者)レスパイトサービス事業 (65万円)

### 障害福祉サービス等の確保

- ◆自立支援給付費 (54億1,022万円)
- ◆精神障害者自立支援給付費 (11億9,949万円)
- ◆指定難病等医療費助成 (19億5,811万円)
- ◆重度心身障害者医療費助成 (5億5,954万円)
- ◆市町村地域生活支援事業費 (健康課2,440万円 障害福祉課9,118万円)
- ◆心身障害者扶養保険事業費 (3億3,266万円)

### 県立施設の管理運営

- ◆県立施設の管理運営 (2億494万円)
  - (黒部学園、砺波学園、障害者相談センター)
- ◆知的障害児入所施設のあり方検討会事業 (60万円)

# IV 障害福祉サービス等報酬改定等 (主なもの)

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ  
〈職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等〉
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設  
〈地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月〉
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）  
〈基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等〉
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）  
〈障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等〉
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）  
〈虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等〉
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し  
〈栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長〉
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し  
〈基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円〉
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）  
〈管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等〉

## 2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価  
〈特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加〉
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加  
〈入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上〉
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し  
〈居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等〉

## 3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入  
〈生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける〉
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）  
〈人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等〉
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価  
〈緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等〉
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進  
〈医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等〉

## 4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価  
〈意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等〉
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定  
〈基本報酬で対応。生活介護も同様の対応〉
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設  
〈地域移行支援体制加算【新設】〉
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価  
〈自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等〉
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し  
〈グループホームの基本報酬の見直し〉
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ  
〈運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化〉

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

## 5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価  
＜個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価  
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

## 6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
・ 就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し  
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し  
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し  
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し  
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定  
＜就労選択支援サービス費【新設】1210単位/日＞

## 7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実  
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価  
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充  
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等＞

## 8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援  
・ 保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価  
＜中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日  
中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進  
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入  
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実  
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実  
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ)60単位、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)  
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実  
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日  
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

# 福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

## 概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

## 単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

# 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

## ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** \*拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限  
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



## ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算) 100単位/日 \*拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) **200単位/日** \*連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

## ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

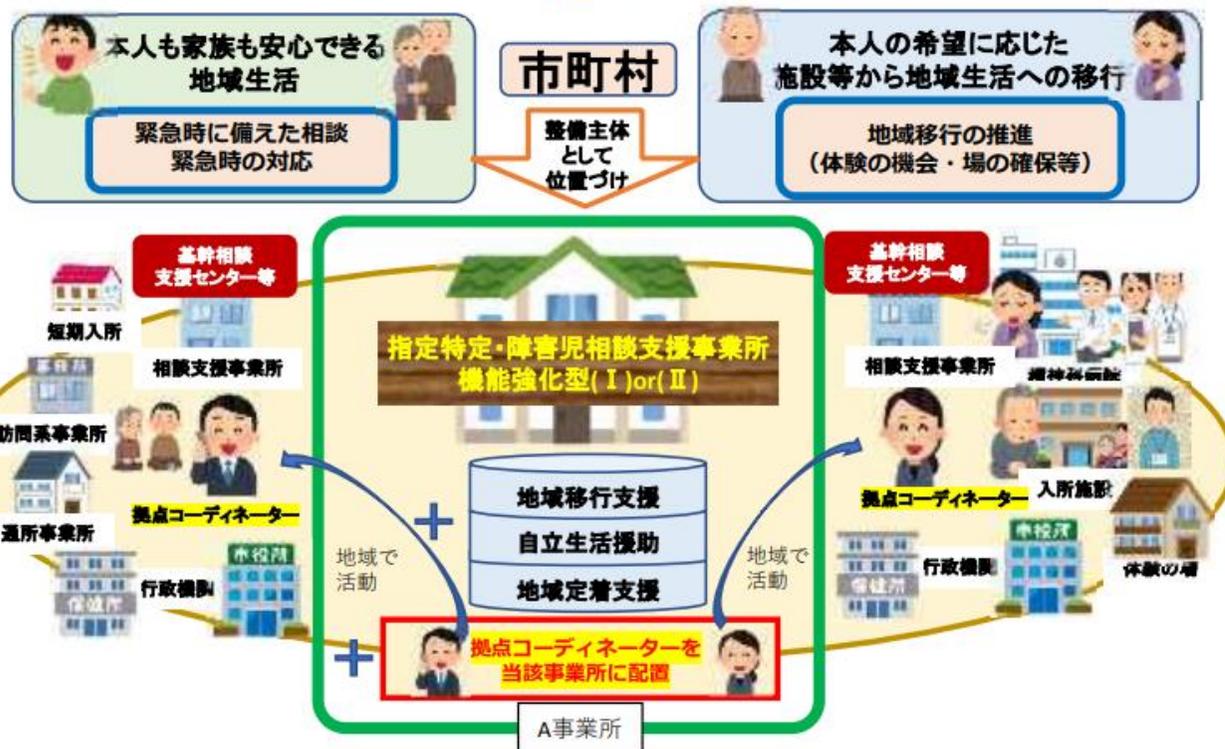
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。  
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



# 拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

## ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

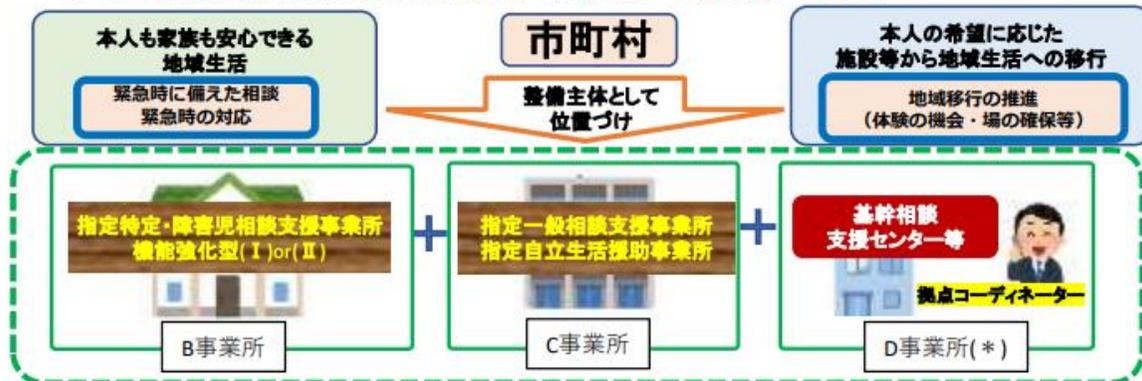
○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

\* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

## ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【拠点コーディネーターの役割(例)】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村(自立支援)協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

\* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

\* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

\* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

# 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

## 《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
  - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
  - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



# 障害者の意思決定支援を推進するための方策

## 意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

### 【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

### 【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

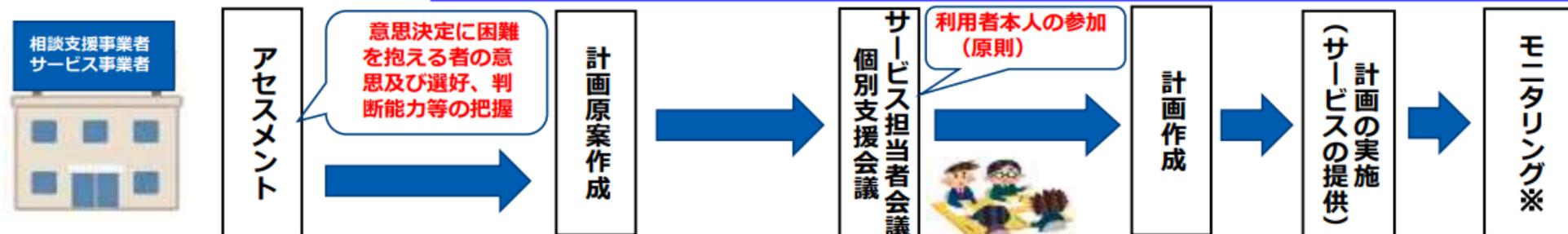
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
  - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
  - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

### 【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

# 障害者虐待の防止・権利擁護

## 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

# 情報公表未報告の事業所への対応

## 概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

## 減算単位

### 情報公表未報告減算【新設】

#### ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

#### ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

## 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

## 都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# V 自立支援協議会と地域生活支援拠点

# 地域（市町村）自立支援協議会について

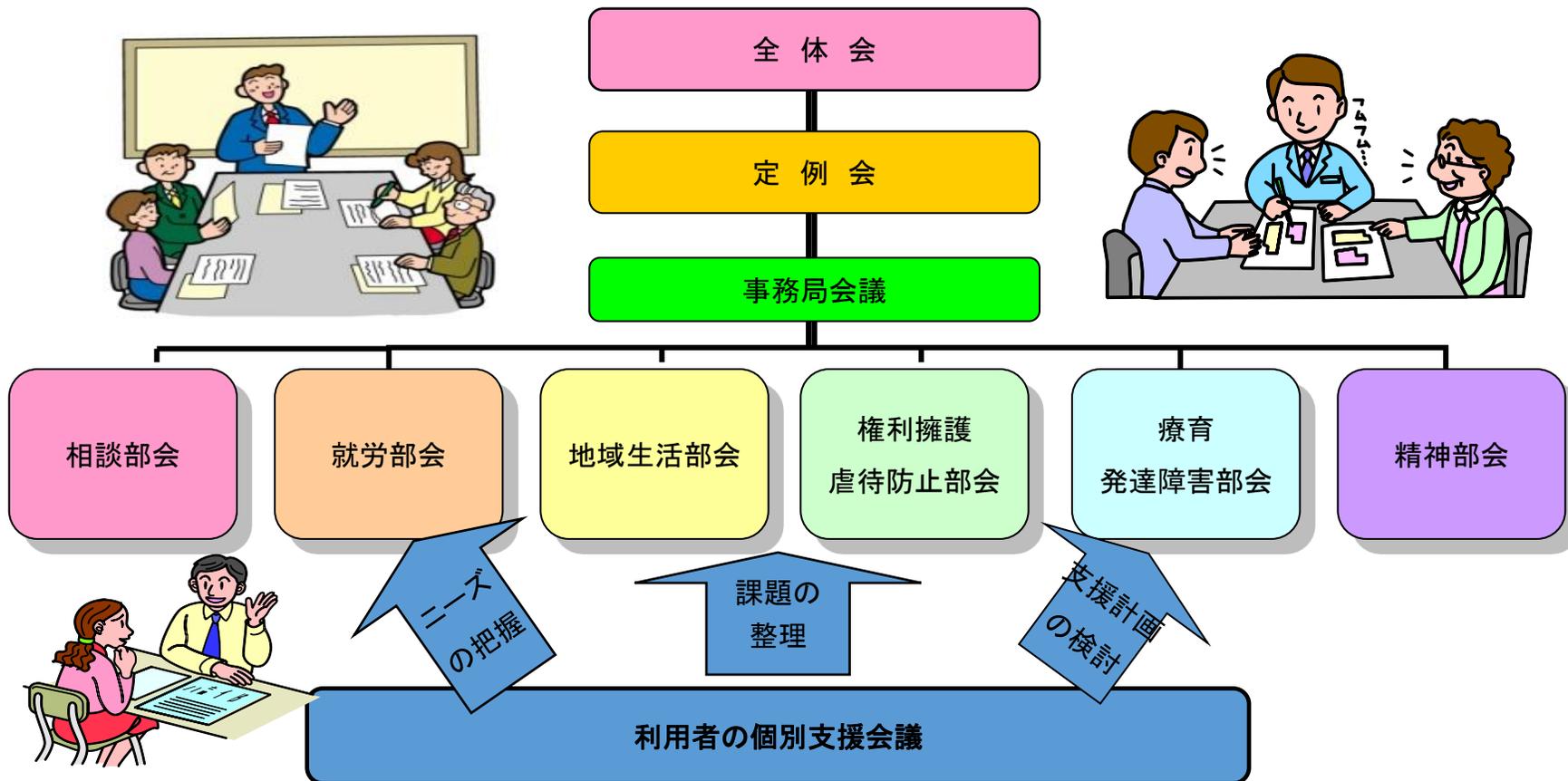
## 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置

## 【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

【設置の例】



### 3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

#### （1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

#### （2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### （3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

#### （4）専門的人材の確保・養成等

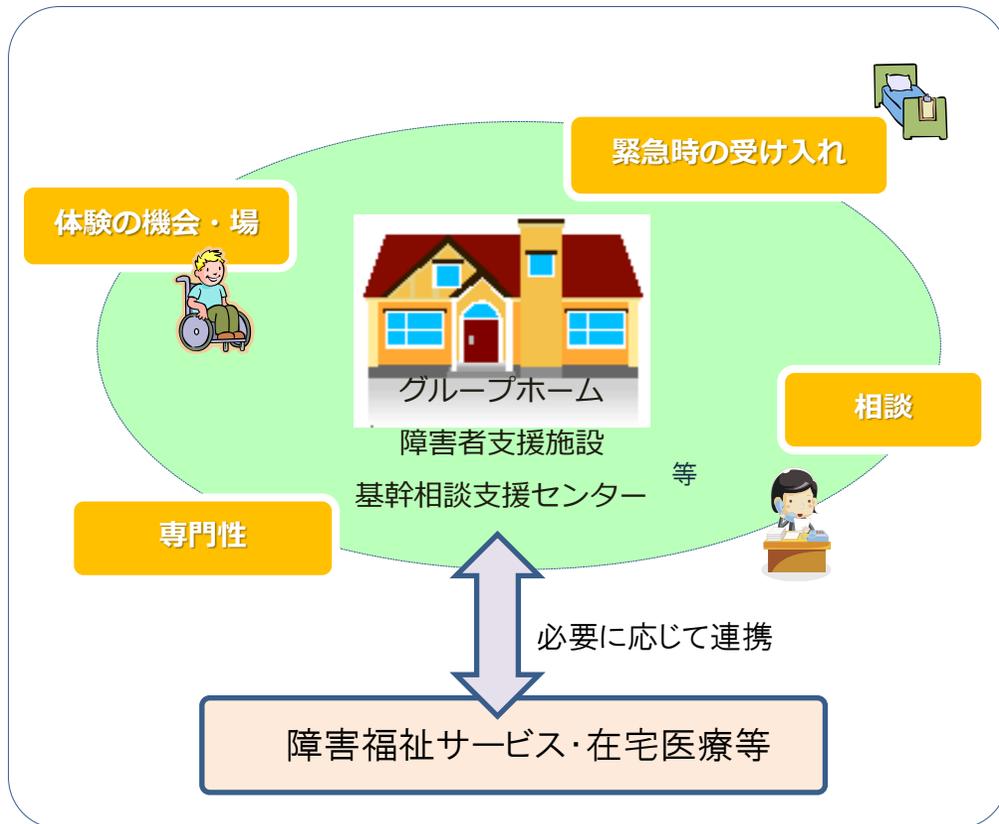
医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

# 地域生活支援拠点等の整備について

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

## 多機能拠点整備型



## 面的整備型

